〇国土交通省告示第367号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規 定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月29日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事(厚狭・埴生バイパス(山口県山陽小野田市大字郡字穴ケ浴地内から同市大字郡字四十瀬地内まで))及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山口県山陽小野田市大字郡字穴ケ浴、字鳶ケ浴及び字四十瀬並び に大字厚狭字垰及び字荒草地内
- 2 使用の部分 山口県山陽小野田市大字郡字鳶ケ浴及び字四十瀬並びに大字厚狭 字荒草地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条の各号の要件をすべて充足すると 判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山口県宇部市大字船木字壱町田地内から下関市松屋東町二丁目地内までの延長12.6kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道2号改築工事(厚狭・埴生バイパス)及びこれに伴う附帯工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道2号改築工事(以下「本体工事」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う工事用道路設置工事については、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号は、大阪府大阪市を起点とし、兵庫、岡山、広島、山口各県における瀬戸内海沿岸の主要都市を経由して福岡県北九州市に至る、近畿、中国、九州各地方を東西に結ぶ主要幹線道路である。

このうち本件区間に係る一般国道 2号(以下「現道」という。)は、山口県宇部市、下関市等県西部の主要都市を結ぶ重要な幹線道路であるとともに、一般国道190号、一般国道316号等と接続し、また、高速自動車国道山陽自動車道埴生インターチェンジが近くに存するなど交通の結節点として自動車交通量が多いところ、その大半が車道幅員6.5mの狭小な2車線道路であり、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生していることから、幹線道路としての機能が低下し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、山口県山陽小野田市大字埴生地内において29,141台/日、混雑度は1.52となっている。また、平成15年度山口県道路交通渋滞対策部会が策定した「第4次渋滞対策プログラム(山口県版)」において、現道内の厚狭駅前交差点、上市交差点、埴生第二交差点及び埴生西糸根交差点の4ヶ所が主要渋滞ポイントに指定され、平成14年10月に起業者が実施した調査によると、埴生西糸根交差点において、広島方面へ最長渋滞長2.600m、最大通過時間20分が確認されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、本件区間の移動時間が約28分から約13分に短縮されるなど、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年3月に環境影響評価を任意に実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると 認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者 が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設(一部現道拡幅)する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年4月20日、同54年8月3日及び平成3年4月12日に都市計画決定、同16年3月2日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う工事用道路設置工事の事業計画は、施設の位置、 構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を 比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。 したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認めら れるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞を緩和し、安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本件区間のうち、平成16年3月までに延長8.1kmの区間が2車線のバイパス 道路として供用しているところ、起終点部分が未供用であり、バイパス道路に転換 する交通量が少ないことから、本件事業を早期に完成させる必要があると認められ る。

さらに、一般国道2号周辺の市町からなる山口県国道2号整備促進期成同盟 会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別につ

いても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山口県山陽小野田市都市計 画課